

食安輸発1201第3号
平成23年12月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年11月18日付け食安輸発1118第6号）により通知しているところですが、今般、パパイヤの遺伝子組換え体55-1について、安全性審査を経た旨が公表されたことから、当該通知を下記のとおり改正し、別表9を別紙のとおり改正するので、御了知の上、その対応方よろしくお願いします。

記

平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施についての別添「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の
V 遺伝子組換え食品のモニタリング検査実施要領中の2検査方法、(2)試験方法のア. パパイヤ及びそれらの加工品の

「ア) 55-1

「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」（平成13年3月27日付け食発第110号）により試験を実施する。

(イ) PRSV-YK

「安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ（PRSV-YK）の暫定検査法について」（平成23年2月22日付け食安監発0222第4号）により試験を実施する。」

を、

「「安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ（PRSV-YK）の暫定検査法について」（平成23年2月22日付け食安監発0222第4号）により試験を実施する。」

に改正します。